

改葬許可証について

改葬許可証とは？

墓地や納骨堂にある遺骨を、新たな墓地や納骨堂へ移動することを改葬といいます。
改葬許可証とは、「墓地、埋葬に関する法律」に基づき交付される許可証で、移動先の墓地や納骨堂へ遺骨と一緒に提出する書類です。
改葬許可証の申請先は、移動前の墓地や納骨堂が存在する市町村です。

改葬許可証の申請と受け取りまでの期間

◇改葬許可証の申請方法

申請書などを犬山市保健センターへ提出（郵送でも受付しています）
・交付手数料は無料です。

◎改葬許可申請書（遺骨1柱につき申請書1枚）

- ・裏面の記入例を参考に墓地管理者以外の欄を記入してください。
 - ・移動前の墓地管理者から、署名または記名押印を貰ってください。
- ※電話確認することがありますので、連絡先の記入忘れに注意してください。

◎返信用封筒

- ・郵送で改葬許可証の受け取りを希望する場合のみ必要です。
- ・改葬許可証を受け取る方の宛名を記入してください。
- ・郵送に必要な額の切手を貼ってください。（申請3件以上→切手料金10円増額）

◇改葬許可証の受け取りまでの期間

改葬許可証は、申請書受付から1週間程度で交付できます。
郵送で受け取る場合は、申請書受付から10日程度かかることがありますので、申請は余裕を持って行ってください。

申請書の提出先と問い合わせ先

犬山市保健センター

〒484-0086 愛知県犬山市松本町一丁目121番地

電話：0568-61-1176（直通）

FAX：0568-61-1769

E-mail：020200@city.inuyama.lg.jp

開所時間 午前8時30分から午後5時15分（土、日、祝日除く）